

農業者や地域のみなさんへ

「人・農地プラン」が「地域計画」に変わります

農地の集約化等に向けた取り組みを加速化するため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が成立し、それに伴い、「人・農地プラン」から「地域計画」へ変わります。

何のために？

地域の皆さんの、農地に関する様々な悩みを解決するためです。

- ◆ 農地を貸したいけど、受け手が見つからない
- ◆ 農地を借りたいけど、誰が相続しているのか分からない
- ◆ 耕作放棄地からの影響が心配で、対応に困っている・・・など



何をやるの？

様々な課題について地域一体となって話し合い、

◆ おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何をつくるのか」

◆ 地域の農地をどのように活用していくか

◆ 地域の農地をどのように集積・集約していくか

など、**今後の方針を地域計画に反映**していきます。

農家の皆様には、経営を拡大したい、離農したい、新たな作物に挑戦したいなどの意向調査を実施する予定です。

意向調査の結果をもとに話し合いなどにご参加をお願いする場合があります。ご協力よろしくお願ひします。

地域の農地を次世代に 引き継ぎましょう！



詳細はコチラから

地域計画

検索



津南町では、課題解決に向け、みなさんと一緒に地域の農業・農地について話し合い、関係機関（農業委員会、JA、土地改良区など）と一体となって、「**地域計画の策定とその実行**」に向け取り組んでいきます。

地域計画とは？

- **概ね10年後を見据え、誰がどの農地でどのように農業を進めていくのかを、地域の話し合いに基づきまとめる計画**です。

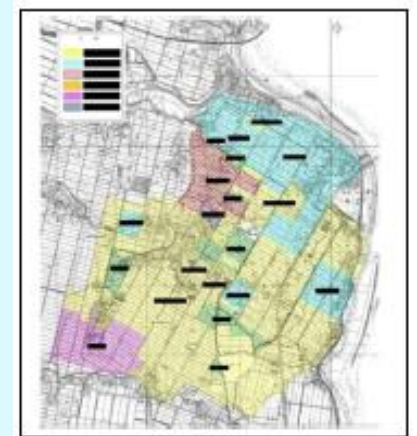
現況地図を見ながら話し合いを進め、10年後に目指すべき「**目標地図**」を作成します。

- 目標地図とは、農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される、**担い手を含めた地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図**です。
- 地域計画の実現を目指して、目標地図に沿った**担い手への農地集積・集約**を進めていきます。
- 法律に基づき令和7年3月末までに計画及び地図を策定する必要がありますが、地域の実情や将来の構想を踏まえて、**随時変更し、更新することが可能です。**

地図を見ながら話し合いましょう。



将来の目標地図例



※徐々に作り上げていきましょう。

令和7年度より、農地の貸し借りの方法が変わります。

- 令和7年3月で基盤強化法による新たな農地契約はできなくなり、**令和7年4月から農地の契約方法が農地法と農地バンク法（農地中間管理機構の手続き）の2種類を利用したものになります。**
- 中間管理事業を利用した場合、契約の内容によっては手数料が発生することになります。
- 中間管理事業を利用していない方で、現在の契約方法を延長したい方は、契約期間が残っていても、令和6年度中までを目途に契約更新の手続きをしてください。
- 農地バンク法に基づく農地契約を結べるのは、目標地図に登載された担い手のみになります。
(目標地図の担い手は随時追加・変更が可能です。)

【問い合わせ先】

津南町役場農林振興課農林班 電話：025-765-3115 津南町農業委員会事務局 電話：025-765-5583